大飯原発再稼働等に関わる要請書

日頃より、宮津市民の安全な暮らしを守る為ご尽力いただき、有難うございます。

福島の原発事故から6年6か月が経ちましたが、フクシマでは未だ住民が安心して帰還できる状態ではなく、事故を起こした原発は収束するどころかいまだ汚染水を垂れ流して、安全に収束するめども立っていません。原発事故は、コントロールできない自然災害とともに起こることもあり、原発は老朽化を免れず永久に使えるものではありません。新規制基準で要求された安全対策を講じるのに莫大なお金をかけて再稼動しようとしていますが、福島原発事故の悲劇を繰り返してはなりません。住民の命や財産をこれほどの危険にさらしてまで、原発で電気を作る必要はありません。

たかが数十年の電力のために何万年も続く負の遺産を子孫に残すことが許されるでしょうか?

反対意見を無視して再稼働させようとする国と電力会社にはっきり NO を言ってください。

大飯原発再稼働の強行を前にして、緊急に次の4点を要請いたします。

- 1、大飯原発3.4号機の再稼働にきっぱり反対を表明してください。
- 2、高浜と大飯の両原発からの UPZ を含む 8 市町で協議会を開いて、両原発事故に係る避難計画の策定を行うよう、関電と京都府に求めてください。
- 3、宮津市として改めて核廃棄物の受け入れに反対してください。
- 4、安定ヨウ素剤の事前配布に向けて、市として全国で取り組まれている先進事例を調査研究していただくとともに、医療機関とも連携して前向きに次の事項の検討、具体化をはかってください。

安定ヨウ素剤を、保育園や幼稚園、学校、病院、障害者や老人の通所・入所施設などに 事前備蓄してください。

住民検診や子どもの健診で、安定ヨウ素剤による副作用を起す可能性の有無を事前にチェックし、記録する項目を加えてください。

安定ヨウ素剤服用の必要性とタイミングについて、医師等医療関係者による学習会を設定し、避難困難地域住民ならびに希望者に安定ヨウ素剤を事前配布してください。

要請理由

1、大飯原発3,4号機の再稼働にきっぱり反対を表明してください。

関電は、高浜3.4号機を高浜町と福井県だけの同意で、「クレーン倒壊事故等へのきちんとした対処なしに再稼働は認められない」とした周辺自治体の声を無視して、すでに危険なプルサーマル運転をしています。更に大飯原発3.4号機の再稼働が、立地地元のおおい町と福井県だけの同意で来年1月、3月にも強行されようとしています。

新規制基準に合格したと言われていますが、大飯原発についての安全は確保されていません。とりわけ次の2点の危険性を抱えたままの合格です。

【基準地震動について】

大飯原発については、4月24日、名古屋高裁金沢支部で、元規制委員会委員長代理でただ一人の地震専門家であった島崎邦彦さんが、基準地震動について今採用している「入倉・三宅式」の計算式では過小評価になり許可すべきでないと証言されました。日本の地震の特性を反映した「武村式」で評価すれば地震の規模は関電評価の4.7倍にもなります。

【火山灰について】

原子力規制委員会は7月19日に見解を示し、鳥取県の大山などの噴火による火山灰の 濃度規制を約100倍に引き上げようとしています。原発の外部電源が停止した時、非常用 ディーゼル発電機の空気取り入れ口のフィルターが目詰まりするとディーゼル発電機は とまり、やがて全電源喪失となります。ディーゼル発電機は2系統あり、両方の機能が維 持されなければならないと、規制庁は言明しています。ところが大飯原発は発電機を交互 に止めてフィルターを交換・清掃を行うことを前提にしています。これは既に国の規則に 違反しています。規制庁は、この規則違反を見て見ぬふりをしています。審査合格は取り 消されるべきです。

事故が起これば、宮津市を含めて京都府北部・関西は被害地元となるにもかかわらず、 大飯原発は、このような危険性をかかえたまま再稼働しようとしています。宮津市民の命 と安全を守るべく、大飯原発3,4号機の再稼働にきっぱり反対を表明してください。

2、高浜と大飯の両原発からの UPZ を含む 8 市町で協議会を開いて、両原発事故に係る 避難計画の策定を行うよう、関電と京都府に求めてください。

いま大飯原発再稼働を前にして、大飯原発の UPZ を含む府内 5 市町 (舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市)のみで地域協議会が開かれ避難計画を策定中です。しかし大飯と高浜の両原発は14 キロしか離れていないので、同時に重大事故を起こした場合の訓練

を関電は9月12日におこないました。高浜と大飯は基準地震動の想定震源断層が同一であることから、同時発災する可能性があります。同時に高浜と大飯の原発で重大事故になる可能性があるなら、高浜からのUPZ圏7市町の内、今回外された宮津市、福知山市、伊根町も加えて8市町での協議会を作って避難計画を策定するべきではないでしょうか?両原発の同時発災の危険があるのに、大飯原発の避難計画から宮津市等が除外されていることは納得できません。宮津市も含む8市町で協議会を開いて、両原発事故に係る避難計画の策定を行うよう、関電と京都府に求めてください。

(ちなみに 大津市では、福島事故で長期間の避難を余儀なくされた最遠の飯館村の 47 キロを参考に、大飯原発から 47 キロ圏で避難計画を立てています。)

3、宮津市として改めて核廃棄物の受け入れに反対してください。

再稼働すれば必ず発生する核廃棄物(使用済み核燃料)はすでに満杯になっており、リラッキングと言ってぎゅうぎゅう詰めにされていて大変危険です。この廃棄物の安全な処分方法と処分地が確立されていないのに再稼働するのは無責任です。今まで問題を先送りにしてここまで来ています。発生を止める事もせずに核廃棄物を増やしてどこに押し付ける気なのでしょうか?

宮津市は、中間貯蔵施設の建設を阻むため『ふるさと宮津を守る条例』を策定しました。 (2015年3月議会) しかし、もし国から押し付けられることになっても、断れるでしょうか?

国は最終処分地に『好ましい場所』というのを地図上で発表しました。(7月 29日京都新聞)それによると京都府北部はかなり好ましい場所とされています。山田知事は「受け入れる気は全くない」と発言されていますが、宮津市としても改めて核廃棄物の受け入れに反対してください。

4.安定ヨウ素剤の事前配布に向けて、市として全国で取り組まれている先進事例を調査研究していただくとともに、医療機関とも連携して前向きに検討してください。

現在宮津市では、安定ヨウ素剤は事故時の第一次集合場所の7ヶ所に分散備蓄されており、「問診を受けた上で飲む」と避難マニュアルに書かれています。しかしながら、避難の混乱時に事故後8時間以内に必ず服用できるとは言いきれないため、 から を要請いたします。

安定ヨウ素剤を事前配布しないのは「事前配布して服用のタイミングを間違い、肝心な ときにないということがあってはならない」からということですが、間違わないように安 定ヨウ素剤とはどういうものか、いつ飲むものかといった学習にあわせた事前配布は、事故時に市民が自覚的に自分の身を守るようにしていくための貴重な学習機会となるのではないでしょうか。 そして、普段の健康診断時に副作用の有無のチェックを行っていただければ、服用時の問診は省け、避難時の混乱は少しでも抑えられるのではないかと考えています。

安定ヨウ素剤の事前配布について、2017年3月11日政府は、「5キロ圏外であっても、緊急時に安定ヨウ素剤の配布が困難と予想される離島や避難困難地域については、自治体が必要性を判断すれば事前配布してもよい」とし、財政的な措置も含めて支援するとしました。とは言え、国が責任を持つのでなく、"自治体の判断で"としているところが、実効性のある避難計画策定に苦慮されている中で、さらに市の負担を大きくしています。しかし、そのような中でも議会をあげて事前配布に向けての取り組みが各地で進んでいます。市として全国で取り組まれている先進事例を調査研究していただくとともに、医療機関とも連携してからについて前向きに検討していただくよう、よろしくお願いします。